

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（ 2 0 2 4 年度）

住 所 徳島市万代町 7 丁目 1 番地の 1

事業者名 徳島市交通局
代表者名 交通局長 尾崎 覚

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内表示器	液晶式車内表示器を設置	新設なし

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス停利用環境の整備	ソーラー照明付きバス停標識を一基設置 標識更新を三基設置	安宅 2 丁目㊦設置 助任橋徳島大学前㊦ 万代町 5 丁目㊥・㊦ 設置

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高齢者・障害者等への乗降支援	徳島駅前乗車ホームでの対応は、駅前案内職員及び乗務員が安全でスムーズな乗降支援を実施	安全でスムーズな乗降支援を継続して実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バスロケーションシステムでの情報提供等の充実	スマートフォン等での検索方法を分かりやすく記載できるように、ホームページの改善をして、バスロケーションシステムによる情報提供の充実を行った	継続して実施
同行援護従事者養成研修	同行援護従事者養成研修の支援	年 2 回実施
バス車内へ液晶式車内表示器の設置	次のバス停留所名だけでなく、通過したバス停やその先のバス停留所を表示し、特に聴覚障害者へ、運行状況を分かりやすく表示する液晶式車内表示器の設置	運行状況を表示
徳島駅前のりばにデジタルサイネージ設置	1 番のりばから 7 番のりばに 1 台ずつ計 7 台、32 インチ液晶画面に各のりばの先発および次発 3 便の発車時刻を拡大表示するほか、時刻表を表示	運行状況を表示

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の意識と技術の向上	高齢者・障害者等に対する、乗務員の意識改革、確実な乗降支援を行うため、職員研修を実施	実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内事故防止	乗務員によるマイク案内等で適切な対応を実施	継続して実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・各停留所の維持補修を行った。 ・メールや電話で寄せられる利用者の意見を、局全体で共有し、利便性の改善に取り組んだ。 ・バス路線沿いでの危険箇所を全職員が情報共有を行った。 ・全職員に対して、高齢者・障害者等に対する意識改革を目的とした教育訓練を実施した。

(3) 報告書の公表方法

徳島市交通局ホームページ等

(4) その他

--

Ⅱ 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(R7年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備えたもの		計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	21	21	21		0			0							
年度内に 供用を開 始した車 両数	0	0	0												
年度内に 供用を廃 止した車 両数	0	0	0		0			0							
年度末車 両数	21	21	21		0			0							

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。

4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。

5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。